

MC - CNC SHOPFLOOR MANAGEMENT 補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本 MC - CNC Shopfloor Management 補足条項 (以下「**本 MC 条項**」という。) は、オーダーで「MC」の英数字コードが指定された提供物及び製品 (以下「**MC 提供物**という。) のみに関する、お客様とシーメンスの間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 MC 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 MC 条項に適用されます。

「**アプリケーションソフトウェア**」とは、お客様又はソフトウェアサプライヤーが作成したコンピュータープログラムで、SINUMERIK コントローラーの通信インターフェースを使用せず、SINUMERIK ユーザーインターフェース (HMI) に統合されているコンピュータープログラムを意味します。これらは、SINUMERIK コントローラーに統合されているか、統合されずに SINUMERIK コントローラーにインストールされています。SINUMERIK 上でのアプリケーションソフトウェアの実行には、別のライセンス (Run MyHMI/3GL) が必要です。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様又はエンドカスタマーのコンサルタント、代理人、又は請負業者としてお客様又はエンドカスタマーの社内業務を支援する目的で、お客様又はエンドカスタマーの敷地内で MC ソフトウェア及び/又はドキュメンテーションへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、エンドカスタマーの従業員、お客様の「権限を有する代理人」、又はエンドカスタマーの「権限を有する代理人」を意味します。

「**事業計画**」とは、工作機械メーカーとシーメンスの間で作成され、相互に合意された、シーメンスの会計年度毎の予測数量及び割引額からなる事業計画であり、各会計年度終了前に毎年更新されなければならないものを意味します。

「**ライセンス証書**」とは、提供されるソフトウェアの使用権に関する情報が記載された証書を意味します。ライセンス証書は、特定の MC ソフトウェア又は関連ドキュメンテーションとともに提供されます。

「**派生ソフトウェア**」とは、Create MyHMI/3GL のライセンス、又はそれに含まれる情報 (インターフェースの説明等) を使用して作成された、「SINUMERIK」と指定された数値制御用のカスタマイズされたソフトウェアを意味します。派生ソフトウェアは、シーメンスがドキュメンテーションに従って数値制御用として提供するインターフェースに基づいています。SINUMERIK 上で派生ソフトウェアを実行するには、別途ランタイムライセンスが必要です。

「**エンドカスタマー**」とは、工作機械メーカーが本契約及び本 MC 条項の下でライセンス権を譲渡する第三者を意味します。

「**インスタンス**」とは、物理的オペレーティングシステム環境へのインストール又は仮想オペレーティングシステム環境へのインストールを意味します。

「**工作機械メーカー**」とは、工作機械を製造、販売、供給するお客様を意味します。

「**工作機械メーカー製品**」とは、MC ソフトウェアと組み込まれる工作機械メーカーが製造する製品及びサービスのあらゆる組み合わせを意味します。

「**MC ソフトウェア**」とは、MC 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**継続的供給契約**」又は「**SDA**」とは、シーメンスと工作機械メーカーとの間で締結される、特定の MC ソフトウェアの特定の注文プロセスに関する継続的な取引のための契約を意味し、毎年更新可能な事業計画を含む必要があります。

「**シミュレーションソフトウェア**」とは、お客様が VNCK ソフトウェアの一部分を組み込んだお客様のシミュレーションソフトウェアを意味します。

「**VNCK ソフトウェア**」とは、「SINUMERIK」と指定された数値制御システムの仮想コア (VNCK) をインターフェース経由でシミュレーションソフトウェアに統合して実行するために使用できるソフトウェアパッケージのことを意味します。VNCK ソフトウェアは、RunMyVNCK ALM、Create MyVNCK ALM、RunMyVNCK ISV COL、Create MyVNCK Dongle としてライセンス供与されます。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々の MC ソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーで指定された特定の MC ソフトウェアに関して、追加のライセンスと使用タイプが指定される場合があります。個々のライセンスは、オーダーフォームに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。
 - 2.1 「**永久ライセンス**」又は「**延長期間ライセンス**」とは、有効期間が設定されていないライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれません。
 - 2.2 「**シングルライセンス**」とは、お客様又はエンドカスタマーが1つのインスタンスにインストールして、オーダーフォームに指定された方法で使用できる、MC ソフトウェアの非独占的ライセンスを意味します。
 - 2.3 「**トライアル**」又は「**デモライセンス**」とは、両当事者間で書面によって指定されたテスト目的でのみ、1つのインスタンスに MC ソフトウェアをインストールするための、非独占的、譲渡不能なライセンスを意味します。MC ソフトウェアの使用期間は、MC ソフトウェアの提供時を起点として 90 日間に制限されています。例えば、VNCK ソフトウェアの場合等は、両当事者の合意によって異なる期間を設定することができます。

- 2.4 「フローティング」ライセンス又は「同時ユーザー」ライセンスとは、MC ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダー毎に取得された MC ソフトウェアライセンスの正規ユーザーの数に制限されるライセンスを意味します。お客様は、VNCK ソフトウェアの同時ユーザーライセンスに限り、取得したライセンス数の 10 倍を上限として、必要な数のインスタンスに VNCK ソフトウェアをインストールすることができます。例えば、お客様が取得したライセンスの数が「3」の場合、30 のインスタンスに VNCK ソフトウェアをインストールすることができます。
- 2.5 「ノードロックライセンス」とは、MC ソフトウェアの使用が、お客様が指定した単一のワークステーションに制限されるライセンスを意味します。この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。
- 2.6 「指名ユーザー」ライセンスとは、MC ソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーだけに制限されるライセンスを意味します。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、毎月 1 回を上限として、指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。
- 2.7 「商用トレーニングライセンス」とは、MC ソフトウェアを非生産環境でのトレーニング目的でのみ使用できるライセンスを意味します。
3. **ライセンス付与** 工作機械メーカーは、次の条件を満たしている場合、EULA 又は UCA でのお客様へのライセンス供与のほかに、エンドカスタマーに永久ライセンスを譲渡する権利を有します: (i) シーメンスと事業計画を締結すること。 (ii) 本 MC 条項及び EULA 又は UCA (該当する場合) と同等以上に厳格な条件が規定された契約をエンドカスタマーとの間で締結すること。 (iii) 可能な範囲で、既存のライセンスキー (又はそれに相当するもの) とライセンス証明書類をエンドカスタマーに提供すること。 (iv) 工作機械メーカー製品に付随して永久ライセンスを譲渡すること。 (v) この譲渡後に工作機械メーカーが MC ソフトウェアに対する有効なライセンスを保有していない限り、MC ソフトウェアの使用を停止し、MC ソフトウェアの全てのインストールされたコピーを当該装置及びインスタンス (具体的には、工作機械以外) から消去し、他のデータ媒体にあるコピーも消去すること。最初の要請があった場合、お客様は、監査目的のためにエンドカスタマーの連絡先データをシーメンスに提供することとします。
4. **VNCK、CREATE MYHMI/3GL ソフトウェア、製品/ソリューションパートナーに関する特別条件**
- 4.1 **権利**
- 4.1.1 **VNCK ソフトウェア** シーメンスはお客様に、「SINUMERIK」と称される数値制御の仮想コア (VNCK) をインターフェース経由でシミュレーションソフトウェアに統合し実行する目的で VNCK ソフトウェアをインストールして使用するため、非独占的に、以下の条件に従って譲渡可能な権利を付与します。シミュレーションソフトウェアの作成及びテストのための VNCK の統合及び実行には、Create MyVNCK Dongle ライセンス又は Create MyVNCK ALM ライセンスと Run MyVNCK ALM ライセンスの組み合わせが必要です。シミュレーションソフトウェアにすでに統合されている VNCK の実行には、Run MyVNCK ISV COL 又は Run MyVNCK ALM ライセンスが必要です。お客様は、本 MC 条項の第 3 条に基づき、Create MyVNCK ALM 及び Run MyVNCK ALM ライセンスのみを第三者に移転する権利を付与されます。Run MyVNCK ISV COL 及び Create MyVNCK Dongle ライセンスの移転には、本 MC 条項の第 4.2 条及び第 4.3 条のみが適用されます。これに加えて、お客様は、VNCK によって拡張されたシミュレーションソフトウェアのコピーを作成し、使用又はテストのために第三者に移転することができます。お客様は、VNCK によって拡張されたシミュレーションソフトウェアのコピーを 1 つのインスタンス上で使用する権利のみを第三者に付与する権利を有しています。
- お客様は、VNCK ソフトウェアを使用して開発されたシミュレーションソフトウェアに関する全ての責任を負い、これに関連するいかなる損害もシーメンスに与えないものとします。
- 4.1.2 **Create MyHMI/3GL** シーメンスはお客様に、派生ソフトウェアを作成する目的、この方法で作成された派生ソフトウェアのコピーを作成する目的、及び第三者による使用又は適用のために工作機械との組み合わせで当該コピーを第三者に販売/移転する目的で、提供されたソフトウェアをインストールして使用するための、非独占的、譲渡不能な権利を付与します。派生ソフトウェアにシーメンスから提供されたプログラムコンポーネント (特にソースコード) が含まれる場合、当該派生ソフトウェアの移転には、シーメンスによる事前の書面による同意が必要です。お客様は、開発環境を使用して開発された派生ソフトウェアに関する全ての責任を負い、これに関連していかなる損害もシーメンスに与えないものとします。
- 4.2 **派生ソフトウェアの作成、Create MyVNCK Dongle と Run MyVNCK ISV COL に基づくシミュレーションソフトウェアへの VNCK の統合** お客様は、お客様のために派生ソフトウェアを作成する目的又はシミュレーションソフトウェアに VNCK を統合する目的でのみ提供される場合に限り、その範囲内で、ソフトウェアを第三者に使用可能とする権利を有します。この場合、お客様は、本契約及び本 MC 条項の条件と同等以上に厳格な条件を持つ契約を第三者との間で結ぶ必要があります。お客様は当該条項を第三者に遵守させる責任を負い、第三者からのいかなる補償請求に関してもシーメンスに損害を与えないものとします。
- 4.3 **Create MyVNCK Dongle と Run MyVNCK ISV COL に基づく開発や試用等に関するその他の権利と義務** お客様は、開発とトライアル目的で、シーメンスから提供された VNCK ソフトウェアの最大 3 つのコピーを自身で使用する権利を有します。お客様は、シーメンスから提供されたライセンス番号を使用して、作成した VNCK ソフトウェアのコピーに番号を付ける義務を負います。更に、お客様は、作成されて配布された VNCK ソフトウェアのコピーの数と、シミュレーションソフトウェアへの統合に使用した VNCK ソフトウェアのコピーの数、及びそれらのライセンス番号を記録する義務を負います。これらの記録には、記録手順の妥当性を検証するために必要なデータ、すなわち VNCK ソフトウェアのコピーが提供された第三者の住所、対応するライセンス番号、コピー数等が示されている必要があります。お客様は、自身のシミュレーションソフトウェアと同等以上の不正コピー防止手段 (dongle の使用、ハードウェアの識別等) を、VNCK ソフトウェアの保護のために使用する必要があります。

- 4.4 **対価 (only VNCKソフトウェアのみ)** シミュレーションソフトウェアの作成とテストのための VNCK ソフトウェアのライセンス料金に加えて、お客様は、付与された権利に基づいてシミュレーションソフトウェアに統合され、このシミュレーションソフトウェアの一部としてお客様によって配布又は使用される Run MyVNCK ISV COL ライセンスの各コピー又は Run MyVNCK ALM ライセンスの各コピーのライセンス料金も支払うものとします。お客様は、本 MC 条項の記述に従って、アーカイブ目的及びテストと開発の目的で使用されたコピーに関しては、料金を支払う必要はありません。
- 4.5 **製品とソリューションパートナーに関する特別条件** お客様が「製品パートナー契約 - プログラムモジュール SINUMERIK システム」(以下「製品パートナー契約」という)又は「ソリューションパートナー契約 - ポートフォリオモジュール工作機械システム」(以下「ソリューションパートナー契約」という)を締結し、当該製品パートナー契約又はソリューションパートナー契約に基づいて MC 提供物を注文する権利を有する場合、当該契約の MC 製品に関する特別条項が追加的に適用されます。
5. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介して MC 提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのライセンス数が減少することはありません。
6. **ホストの識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従ってソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW から書面による承諾を事前に得た場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
7. **保守サービス**
- 7.1 **一般保守** MCソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント、技術サポートサービス(以下「保守サービス」という)には、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に記載されている一般保守サービス条項が適用されます。これらの条件は参照することによって本契約に組み込まれます。一般保守サービス規約は、以下の MC ソフトウェア専用保守サービス規約によって修正されます。
- 7.2 **MCソフトウェア固有の保守条項**
- 7.2.1 **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義が、本 MC 保守条項に適用されます。
- 「サービスパック」とは、エラーが修正された MC ソフトウェアのリリースで、一般に MC ソフトウェアの機能変更を含まないものを意味します。サービスパックは、MC ソフトウェアのオリジナルライセンス数と同数のコピーを作成することができます。
- 「インシデントレポート (IR)」とは、MC ソフトウェアに関するお客様からの問い合わせを意味します。
- 「ソフトウェアアップデート」とは、MC ソフトウェアのメジャーリリース及びポイントリリースによるエンハンスメント、最適化等を含むバージョンを意味します。お客様は、MC ソフトウェアのオリジナルライセンス数又は保守用に選択された SINUMERIK Edge Assets の数と同数の MC ソフトウェアアップデートのコピーを作成することができるものとします。
- 「目標応答時間」とは、本 MC 条項に基づいてシーメンスサポートセンターがインシデントレポートを受け取ってから、シーメンスサポートセンターのメンバーが電子メール又は電話によりお客様に最初に連絡する迄の目標時間を意味し、契約したサポートサービスレベルの利用可能期間を考慮するものとします。
- 7.2.2 **保守** シーメンスは、MC ソフトウェアに関して、以下の保守サービスを提供します。
- a) 破損したデータ媒体の保守 データ媒体が破損した場合、シーメンスはお客様に新しいバージョンの MC ソフトウェアを提供します。提供の方法は、シーメンスの単独の裁量により決定されます。
- b) ソフトウェアアップデート及びサービスパックの提供 保守及びサポートサービスは、MC ソフトウェア又は MC ソフトウェアの一部に関して、シーメンスがその顧客層全般に対して提供する範囲で、MC ソフトウェアのアップデート及び (SINUMERIK Edge 製品を除く) サービスパックの提供からなります。ソフトウェアアップデート及びサービスパックのインストールは、MC ソフトウェアの保守に含まれません。
- c) 電話サポート 電話サポートの特徴は、合意されたサービスレベルによって異なります。現在のサービスレベルとして、ブロンズ・スタンダードサービスが提供されています。これは、お客様が、シーメンスのウェブページ <https://support.sw.siemens.com> に記載されている MC ソフトウェアをサポートしているシーメンスサポートセンターに、問題や質問をあげることができるものです。電話サポートは、本契約に定めるお客様の所在地における現地時間の通常営業時間(月曜日から金曜日)のうち、国及び地域の祝日を除く 8:00 時から 17:00 時迄利用可能です。お客様は、シーメンスが社内システムで問題を再現できるように、問題又はエラー、及びそれが発生した状況に関する十分な情報を、シーメンスサポートセンターに提供するものとします。電話サポートはドイツ語、英語、中国語で提供されます。その他の言語によるサポートを提供するかどうかは、シーメンスの独自の裁量により決定されます。
- 7.2.3 **その他の規定**
- a) アクセス及びデータ シーメンスは、要求があった場合、お客様とシーメンスの間の相互の同意に基づいて、リモート接続を通じてサポートサービスを提供することができます。お客様は、MC ソフトウェアが動作しているお客様のシステムに対するセキュアなリモートアクセスを、シーメンスに提供するものとします。

- b) エンドカスタマーに関する情報 お客様が保守サービスのお客様でない場合、お客様は、エンドカスタマーの身元をできるだけ速くシーメンズに通知するものとします。
- c) サポートサービスの優先度付け シーメンズは、サポートサービスを先着順で速やかに提供するために、商業的に合理的な努力を払います。インシデントレポートは、重要性和複雑性に基づいて、シーメンズ内部の適切なりソースに自動的にエスカレートされます。お客様は、以下の重要度クラスと、お客様の事業への影響に基づいて、各インシデントレポートを分類するものとします。優先度クラスがお客様によって定義されていない場合、優先度クラスはデフォルトで「低」と見なされます。インシデントの優先度クラスはシーメンズが最終的に決定し、優先クラスの定義は以下のとおりです。
- 重大
本番システム又はデプロイメントが現在動作していない場合。製品・デプロイメントの1つ又は複数の重要な機能の継続的な使用が不可能となっており、通常の使用又はデプロイメントができない状態です。本番システムやデプロイメントプロセスシステムにおいて、クリティカルな業務運営及び利用に重大な影響を与えています。問題は生産又はデプロイメントの停止を引き起こす、一刻を争うものです。重大優先度の目標応答時間は、ブロンズ・スタンダードサービスのレベルで4時間です。
 - 高
本番システム又はデプロイメントに深刻な機能喪失が起きているが、システムは稼働を維持している場合。この問題は迅速に対応する必要があり、直ちに機能停止に陥る可能性があります。高優先度の目標応答時間は、ブロンズ・スタンダードサービスのレベルで8時間です。
 - 中
機能問題は発生しているが処理の継続は可能な場合、又は業務上重要でない機能が適切に実行されていない場合。業務運営は継続されており影響が軽微だったり、回避策が存在したりする場合のことです。この問題は迅速な対応が必要な場合もありますが、直ちに動作が停止することではなく、制限された方法で使用を継続できます。一般優先度の目標応答時間は、ブロンズ・スタンダードサービスのレベルで2日です。
 - 低
一般的なサポートや製品に関する情報についてのリクエスト又は質問の場合。作業の中断はなく、制限されずに業務を継続できる場合です。これには、既存製品の新機能や、長期的な機能維持のために重要な機能に対する要望が含まれます。低優先度の目標応答時間は、ブロンズ・スタンダードサービスのレベルで5日です。

7.2.4 保守登録 シーメンズはオーダーフォームの一部として、お客様に契約番号を提供します。当該番号は、保守サービスの連絡先として登録するために必要な番号です。

8. XaaS 提供物に適用される追加条項

8.1 権利 MC 提供物に付属しているクラウドサービスは、(i) 輸出規制の順守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーで指定された正規ユーザーの数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該 MC 提供物に付属している MC ソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスを使用することを目的として、お客様の敷地以外の場所から必要に応じてクラウドサービスにアクセスして使用することができます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト(以下「ゲスト」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、顧客、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者、ビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、歴月に1回を上限として、クラウドサービスにアクセスして使用するための各権利を、同じエンタイトルメントのカテゴリーに属する特定の正規ユーザーから、別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。

8.2 サポートと SLA SISW が提供するクラウドサービスの技術サポートと適用されるサービスレベルは、<https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/sla/> に記載されているクラウドサポートとサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポートとサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。